

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年1月16日認可した。

平成27年1月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮の奥地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下司地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）皿池地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大角地区